平成２９年（フ）第３８１７号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目１番13―104号
債務者　吉水佳世子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６５２号
仙台市青葉区東照宮１丁目16番１―1301号
債務者　佐藤　賢一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋芳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８１号
福岡県行橋市草野36―１　サンデリアーナＡ201、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市千年１丁目10番７号
債務者　緒方　里衣
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第３１２号
相模原市南区南台１丁目３番11号　コーポガーデニア201
債務者　大平　義徳
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３３３号
相模原市中央区中央３丁目２番10号　ウインズ中央403
債務者　角田　　勇
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５１号
相模原市中央区矢部２丁目13番７号
債務者　鈴木絵理子（旧姓安齋）
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５６号
相模原市南区南台４丁目12番52―103号
債務者　尾崎　昭一
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３５８号
相模原市中央区陽光台３丁目３番８号　ファミール陽光台102
債務者　谷尾　　董
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第２０７号
高知市竹島町14番地12
債務者　松岡真由香
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２１号
高知市長浜6561番地１　向山ハイツⅡ301号
債務者　下田　　亨
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２６号
高知市南久万84番地１　めぞん太陽Ⅱ－２号室
債務者　鶴澤　玲子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２９号
高知市薊野北町２丁目10番４号　高橋コーポ南棟101号
債務者　古味　真理
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３５号
高知県南国市廿枝1817番地１
債務者　秋友　　光
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３９号
静岡県浜松市中区細島町７番地の22アビタ美吉Ｖ201、前住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町338番地　神谷マンション305号室
債務者　田中　咲姫
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５３号
静岡県浜松市中区早出町1147番地の１　マンションプランタン305号
債務者　藤澤　　洋
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３５４号
静岡県浜松市中区早出町1147番地の１　マンションプランタン305号
債務者　藤澤　夏江
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係